

平成23年度

国土交通省関係
第3次補正予算の概要

平成23年10月

国土交通省

国土交通省関係第3次補正予算概要

第3次補正予算国費総額 1兆2,448億円

1. 東日本大震災復旧・復興に係る経費	1兆473億円
うち公共事業関係費	7,191億円
非公共事業関係費	3,282億円
(1) 復旧	3,768億円
うち公共事業関係費	3,597億円
非公共事業関係費	171億円
(2) 復興	4,097億円
うち公共事業関係費	1,324億円
非公共事業関係費	2,772億円
(3) 全国防災	2,609億円
うち公共事業関係費	2,270億円
非公共事業関係費	338億円

2. 災害復旧関係費（東日本大震災関係を除く）	1,975億円
○公共土木施設等	1,970億円
○既設公営住宅等	2億円
○空港	1億円
○航路標識	1億円
○海上保安施設	1億円

※計数は四捨五入の関係で端数において合計と一致しない場合がある。

基本的考え方

平成23年度第3次補正予算については、

1. 東日本大震災の発生を踏まえ、被災地の復旧・復興等を強力に推進するとともに、東日本大震災を教訓として、災害に強い社会基盤整備をはじめとする国民生活の安全・安心の確保に向けた取組を緊急に進めるために必要な経費
2. 台風12号等により被害を受けた公共施設等の災害復旧等に
必要な経費
を計上することとする。

平成23年度3次補正国土交通省関係補正予算 事業費・国費総括表

事 項	1. 東日本大震災復旧・復興に係る経費			(1)復旧			(2)復興	
	事業費	国費+地方費	国費	事業費	国費+地方費	国費	事業費	国費+地方費
	治山治水対策	83,074	82,945	66,472	0	0	0	22,321
治 水	78,258	78,129	61,656	0	0	0	22,256	22,129
海 岸	4,816	4,816	4,816	0	0	0	64	64
道 路 整 備	213,544	213,544	181,784	0	0	0	102,170	102,170
港湾空港鉄道等整備	24,585	24,133	18,201	0	0	0	6,771	6,771
港 湾 整 備	15,475	15,475	9,639	0	0	0	6,283	6,283
空 港 整 備	7,478	7,478	7,382	0	0	0	488	488
都市・幹線鉄道整備	1,355	903	903	0	0	0	0	0
航路標識整備	277	277	277	0	0	0	0	0
住宅都市環境整備	79,098	29,238	20,919	0	0	0	63,626	13,766
住 宅 対 策	60,138	10,278	10,278	0	0	0	60,138	10,278
都市環境整備	18,960	18,960	10,641	0	0	0	3,488	3,488
市街地整備	546	546	546	0	0	0	500	500
道路環境整備	18,414	18,414	10,095	0	0	0	2,988	2,988
公園水道廃棄物処理等	890	890	890	0	0	0	890	890
下 水 道	840	840	840	0	0	0	840	840
国 営 公 園 等	50	50	50	0	0	0	50	50
社会資本総合整備	138,358	137,964	71,185	0	0	0	27,964	27,964
<u>一般公共事業計</u>	539,548	488,714	359,451	0	0	0	223,742	173,755
災 害 復 旧 等	298,560	379,571	359,678	298,560	379,571	359,678	0	0
<u>公共事業関係計</u>	838,109	868,285	719,129	298,560	379,571	359,678	223,742	173,755
官 庁 営 繕	8,446	7,726	7,726	511	511	511	0	0
そ の 他 施 設 費	26,084	25,918	24,906	369	369	369	5,546	5,380
行 政 経 費	—	302,511	295,525	—	21,882	16,206	—	274,016
<u>合 計</u>	—	1,204,440	1,047,285	—	402,334	376,764	—	453,150

(単位:百万円)

				2. 災害復旧関係費 (東日本大震災関係を除く)			合計		
(3)全国防災									
国費	事業費	国費+地方費	国費	事業費	国費+地方費	国費	事業費	国費+地方費	国費
19,576	60,753	60,752	46,896	0	0	0	83,074	82,945	66,472
19,512	56,001	56,000	42,144	0	0	0	78,258	78,129	61,656
64	4,752	4,752	4,752	0	0	0	4,816	4,816	4,816
81,148	111,374	111,374	100,636	0	0	0	213,544	213,544	181,784
3,970	17,814	17,362	14,231	0	0	0	24,585	24,133	18,201
3,562	9,191	9,191	6,077	0	0	0	15,475	15,475	9,639
408	6,990	6,990	6,974	0	0	0	7,478	7,478	7,382
0	1,355	903	903	0	0	0	1,355	903	903
0	277	277	277	0	0	0	277	277	277
12,298	15,472	15,472	8,621	0	0	0	79,098	29,238	20,919
10,278	0	0	0	0	0	0	60,138	10,278	10,278
2,020	15,472	15,472	8,621	0	0	0	18,960	18,960	10,641
500	46	46	46	0	0	0	546	546	546
1,520	15,426	15,426	8,575	0	0	0	18,414	18,414	10,095
890	0	0	0	0	0	0	890	890	890
840	0	0	0	0	0	0	840	840	840
50	0	0	0	0	0	0	50	50	50
14,541	110,394	110,000	56,645	0	0	0	138,358	137,964	71,185
132,422	315,806	314,959	227,029	0	0	0	539,548	488,714	359,451
0	0	0	0	272,922	272,922	197,405	571,482	652,493	557,083
132,422	315,806	314,959	227,029	272,922	272,922	197,405	1,111,031	1,141,207	916,534
0	7,935	7,215	7,215	0	0	0	8,446	7,726	7,726
4,527	20,169	20,169	20,010	62	62	62	26,146	25,980	24,968
272,706	—	6,613	6,613	—	0	0	—	302,511	295,525
409,655	—	348,956	260,867	—	272,984	197,467	—	1,477,424	1,244,753

※公は公共事業関係費を表している。

○東日本大震災復旧・復興関連経費

I 復旧

1. 災害復旧事業等

(1) 公共土木施設等

公 国費 356,551百万円

東日本大震災により被災した河川、海岸、道路、港湾等を原形復旧等。

(2) 空港

公 国費 1,476百万円

東日本大震災で発生した地盤沈下により、排水性が低下した仙台空港全体の排水機能を復旧。

(3) 航路標識

公 国費 1,001百万円

東日本大震災により被災した航路標識を復旧。

(4) 有料道路

公 国費 650百万円

東日本高速道路株式会社及び福島県道路公社が管理する道路を復旧。

(5) 鉄道施設

国費 6,562百万円

東日本大震災により甚大な被害を受けた中小三セク旅客鉄道に対する国の支援を拡充する等被災地の鉄道の早期復旧に要する費用を助成。

【別紙①参照】

2. 被災した官庁施設の復旧

(1) 被災した官庁施設の復旧

国費 511百万円

東日本大震災により被害を受けた官庁施設を復旧。

(2) 電子航法研究所等

国費 657百万円

東日本大震災に伴う津波により被害を受けた電子航法研究所岩沼分室の実験用航空機等の復旧の他、被災した運輸支局施設等の復旧。

(3) 建築研究所

国費 112百万円

住宅・建築・都市の防災対策、省エネ対策等の研究に必要な建築研究所の実験施設・装置を復旧。

3. 海上保安庁

国費 9,053百万円

東日本大震災により被災した航空機等の復旧及び海上保安庁が行う捜索救助活動のための経費。

4. 気象庁

国費 102百万円

東日本大震災により被災した気象観測施設を復旧。

5. その他

(1) 災害時の復旧段階における下水処理の適正な管理に関する調査

国費 60百万円

甚大な被害を受けた下水処理場は本復旧までに時間を要するため段階的に処理レベルを向上することとしており、その際の簡易で効率的な処理方式や放流先水域に応じた放流水質・水質保全のあり方等について検討。

(2) 復旧・復興工事における現場配置技術者の実態調査・適正化等

国費 30百万円

復旧・復興工事の施工品質、安全性を確保するため、業種・工種毎の発注件数、手持ち工事量等の受注実態から現場技術者の配置状況等を把握し、技術者配置の適正化について検討。

Ⅱ 復興

1. 被災者の住宅の確保等

(1) 災害復興住宅融資

国費 135,800百万円

住宅金融支援機構が行う災害復興住宅融資（2.5万戸）において融資金利の引下げ（当初5年間は0%等）等を継続。

(2) 既往貸付者に係る返済方法の変更

国費 14,900百万円

住宅金融支援機構の既往貸付者に係る返済期間等の延長及び払込猶予期間中の金利引下げ措置を継続等。

(3) サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

公 国費 5,000百万円

被災地における高齢者の居住の安定を確保するため、サービス付き高齢者向け住宅の整備に対し支援。

(4) 木造の長期優良住宅の供給推進

公 国費 5,000百万円

東日本大震災の被災地における、中小住宅生産者により供給される地域材等を活用した木造の長期優良住宅の建設に対し補助。

(5) 災害公営住宅の供給推進調査

公 国費 668百万円

国が、地方公共団体等と連携して、地域特性等を踏まえた住宅の供給手法等について検討・普及を行うなどにより、災害公営住宅の円滑な供給等を支援。

(6) フラット35Sによる住宅の省エネ化の推進

国費 15,900百万円

住宅金融支援機構のフラット35Sについて、省エネ住宅に対する当初5年間の金利引下げ幅の拡大措置（被災地は $\Delta 1.0\%$ 、被災地以外は $\Delta 0.7\%$ ）を実施。
【別紙②参照】

(7) 住宅エコポイントによる住宅の省エネ化の推進

国費 72,300百万円

(※他に環境省分がある)

住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を図るため、本年7月末に終了した住宅エコポイントを再開。

【別紙③参照】

(8) 住宅・建築物のゼロ・エネルギー化等の推進

国費 1,000百万円

被災地において、住宅・建築物のゼロ・エネルギー化等に取り組むリーディングプロジェクト等に対し補助。

2. インフラの整備等

(1) 三陸沿岸道路などの復興道路・復興支援道路の緊急整備

公 国費 72,089百万円

被災地の早期の復興を図るため、三陸沿岸道路等の太平洋沿岸軸、沿岸部と東北道を結ぶ横断軸の強化について、防災面の効果を適切に評価しつつ、重点的な緊急整備を実施。

(2) 東北地方の高速道路の無料開放

国費 25,000百万円

被災地の復旧・復興を支援するため、東北地方の高速道路の無料開放を実施。

【別紙④参照】

(3) 道路の防災・震災対策等

公 国費 10,579百万円

法面・盛土等の防災対策や橋梁の耐震補強をはじめとする道路の防災・震災対策等を実施。

(4) 河川津波対策等

公 国費 7,713百万円

津波による甚大な被害や、液状化等による堤防・水門等の被災を踏まえ、堤防嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策等を実施。

(5) 新たな崩壊の恐れのある箇所等における土砂災害対策

公 国費 589百万円

強い地震動により不安定な土砂が流動化し、被災地復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている地域において、土砂災害対策を実施。

(6) 大規模災害に備えた河川管理施設の機能確保等

公 国費 11,210百万円

大規模な津波や洪水等の発生時においても、重要な河川管理施設の機能を適切に発揮させるため、施設の耐水化、予備電源確保等を実施。また、XバンドMPレーダ整備により、浸水リスクが高まっている地盤が沈下した地域において集中豪雨等への監視を強化。

(7) 被災地域における海岸保全施設の整備

公 国費 64百万円

被災した港湾において災害時の被害を最小化するための津波防波堤を整備。

(8) 港湾の防災・震災対策等

公 国費 3,111百万円

被災地港湾における防波堤、耐震強化岸壁の整備及びがれきや堆積土砂を受け入れるための廃棄物埋立護岸を整備等。

(9) 「粘り強い」港湾施設の実現のための検討等

公 国費 451百万円

東北地方太平洋沖地震及び津波の被災メカニズムの解明、港湾施設の「粘り強い」構造について検討等。

(10) 空港の耐震化等

公 国費 408百万円

東日本大震災を踏まえ、被災時に最低限必要な空港機能を確保するため、庁舎・管制塔や基本施設の耐震対策、津波による被害から早期復旧するための事前対策の検討に必要な津波シミュレーション等を実施。

(11) 社会資本整備総合交付金

☐ 国費 14,541百万円

社会資本整備総合交付金の活用により、被災地の復興及び被災者の暮らしの再生のために地方公共団体が行う事業を推進。

(12) その他

①市街地の液状化による宅地防災に関する調査

☐ 国費 100百万円

既成市街地における公共施設と宅地との一体的な液状化対策事業の推進を図るため、より安全かつ低コストで行える工法等について調査。

②復興まちづくり人材バンクの構築

☐ 国費 10百万円

被災市街地における復興事業の推進に関して、地域住民等にまちづくり専門家を派遣するための人材バンクを整備。

③放射性物質を含む下水汚泥等の適切な処理に関する調査

☐ 国費 840百万円

放射性物質を含む下水汚泥等を安全に処理処分するために、下水処理場における放射性物質の挙動、適切な維持管理方法、下水汚泥の処理処分、再利用方策等について検討。

④メモリアル公園等のあり方検討調査

☐ 国費 50百万円

東日本大震災の記録を残すとともに、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信するため、復興の象徴となるメモリアル公園等のあり方について検討。

3. 観光対策

(1) 国内観光振興

国費 1,257百万円

東日本大震災後、全国的に落ち込んでいる国内観光需要回復のため、国内旅行促進に資する取組を実施するとともに、被災地復興と新たな観光地づくりのモデル構築を図るため、地域の様々な取組を連携させ、統一的な情報発信等を行い、さらに地域再生のための観光業支援を実施。

(2) 外客誘致

国費 1,389百万円

東日本大震災後、大幅に落ち込んでいる訪日外客を早急に回復させるため、5大市場（韓国・中国・台湾・米国・香港）を対象とした海外プロモーション、国際会議等のキャンセル防止及び将来の需要回復に向けた外客受入環境を整備。

4. 地域公共交通支援

国費 810百万円

東日本大震災の被災地域における生活交通を支えるため、既存制度の補助要件の緩和等の特例措置と併せて、幹線バス交通ネットワークの確保・維持を支援。

5. 津波・地震等の観測・監視体制の整備

(1) 津波警報の改善

国費 3,883百万円

東日本大震災の教訓を踏まえ、津波警報を改善するため、巨大地震でも振り切れない広帯域強震計、沖合で津波を観測する海底津波計等を整備するとともに巨大津波予測技術を高度化するため、津波波高高精度予測システムを構築。

(2) 測量・海底地殻変動観測態勢の強化

国費 538百万円

東日本大震災により海岸線の形状や水深が変化していることから、船舶の航行安全確保を目的とした水深等の測量を迅速かつ確実にを行うため、航空レーザー測深機を整備。

(3) 地理空間情報のアーカイブ整備

国費 1,700百万円

国土地理院保有の空中写真・地図及び地方公共団体作成の地図をデジタル化し、アーカイブを整備するとともに、地理空間情報ライブラリーに登録し、地理空間情報を蓄積・利用・提供するためのシステム環境を整備。

6. 輸出コンテナの放射線量測定支援

国費 1,020百万円

輸出先の海外港湾で放射能汚染が発見された場合の日本へのコンテナの返送、船舶待機、荷役の遅延等を防止するための、京浜港における据置型放射線量測定施設の整備に対し補助。

7. 各種調査等

(1) 土地境界の明確化の推進

国費 775百万円

復興に向けた地域づくり支援のため、官民境界の明確化を図るとともに、市町村等による地籍調査成果の復元・検証測量を支援。

(2) 浮体式洋上風力発電施設の安全性に関する研究開発

国費 127百万円

海洋再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、浮体式洋上風力発電施設の安全ガイドラインを作成するとともに、国際標準化作業を戦略的に実施。

(3) 地域造船産業集積高度化支援事業

国費 128百万円

地域の復興を支え、かつ防災性を兼ね備えた「強い造船産業」の復興を図るため、集約・協業化を含む復興プランの作成支援、小型漁船建造の共同講習等を実施。

(4) 東北圏広域地方計画の見直し

国費 124百万円

東北圏広域地方計画の見直しのため、被災・復旧状況等の情報をデータベース化するとともに、防災や産業等に関連したプロジェクトの推進上の課題等について調査。

(5) 復興円滑化のための土地の所有者情報調査の支援

国費 63百万円

復興計画の策定や復興事業の実施の円滑化を図るため、所在不明の土地所有者の探索・調査及びデータの整備・活用について、マニュアルの作成等により、市町村による所有者情報調査を支援。

- (6) 被災地の復旧・復興に連携して取り組む地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体に対する地域づくり支援

国費 198百万円

地元企業、地縁組織、NPO等の多様な主体による被災住民と連携した行政サービスの代行・補完等の推進のため、中間支援組織が実施するコーディネート業務やそのサポート活動に対し支援。

- (7) 被災地の解体工事の適切な実施

国費 50百万円

安全かつ適切な解体工事の施工を確保するため、被災地における実態調査、アドバイザー派遣、講習会を実施。

- (8) 東日本地域における水力発電の増強に関する検討

国費 30百万円

今後の電力安定供給に資するための東日本地域における既設ダムを活用した水力発電機能の増強手法について検討。

- (9) 放射性物質で汚染された下水汚泥の緊急処理対応

国費 30百万円

放射性物質に汚染された下水汚泥等について、汚染状況に応じた処理・管理方法を技術的に支援するためのモニタリング施設を整備。

- (10) 被災案件の確認検査を担う指定確認検査機関の体制整備等への支援

国費 200百万円

被災地の確認検査件数の大半を担う指定確認検査機関における体制整備等への支援を実施し、確認検査手続を円滑化するとともに被災者が建築主となる案件に係る確認検査手数料の減免を推進。

- (11) 福島空港を核とした地域活性化のための調査

国費 11百万円

原発事故の影響等を受けている福島県において、空港を中心とした地域活性化に関する方策等について検討・調査。

Ⅲ 全国防災

1. インフラの整備等

(1) 河川津波対策等

公 国費 36,991百万円

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生すると想定されている東海、東南海・南海地震等へ備えるため、堤防嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策等を実施。

(2) 大規模災害に備えた河川管理施設の機能確保等

公 国費 5,153百万円

東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模な津波や洪水等の発生時においても、重要な河川管理施設の機能を適切に発揮させるため、施設の耐水化、予備電源確保等を実施。

(3) 大震災を踏まえた海岸保全施設の整備

公 国費 4,752百万円

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生すると想定されている東海、東南海・南海地震等の大規模地震及び津波に備えるため、海岸保全施設の耐震化等を実施。

(4) 道路の防災・震災対策等

公 国費 109,211百万円

法面・盛土等の防災対策や橋梁の耐震補強をはじめとする道路の防災・震災対策等を実施。

(5) 港湾の防災・震災対策等

公 国費 5,509百万円

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生すると想定されている東海、東南海・南海地震等の大規模地震及び津波に備えるための防波堤、耐震強化岸壁の整備等。

(6) GPS波浪計による津波情報提供体制の強化

公 国費 420百万円

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生すると想定されている東海、東南海・南海地震等の大規模地震及び津波に備えるためのGPS波浪計の整備及び既存GPS波浪計の情報提供用システムの強化。

(7) 既設防波堤の地震・津波に対する安全性の照査

公 国費 148百万円

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後発生すると想定されている東海、東南海・南海地震等の大規模地震及び津波に備えるための既存防波堤の耐震性・対津波性について照査。

(8) 空港の耐震化等

公 国費 6,974百万円

東日本大震災を踏まえ、被災時に最低限必要な空港機能を確保するため、庁舎・管制塔や基本施設の耐震対策、津波による被害から早期復旧するための事前対策の検討に必要な津波シミュレーション等を実施。

(9) 青函トンネルの機能保全

公 国費 903百万円

大規模地震発生時に、人流・物流のリダンダンシーを確保するため本州と北海道を結ぶ唯一の陸路である青函トンネルの機能保全のための施設を整備。

(10) 航路標識の耐震対策等

公 国費 277百万円

地震や台風といった自然災害に伴う航路標識の倒壊や消灯等を未然に防止するための航路標識を耐震補強、航路標識用電源を自立型電源化（太陽電池化）。

(11) 社会資本整備総合交付金

公 国費 56,645百万円

社会資本整備総合交付金の活用により、東日本大震災を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等のために地方公共団体が行う事業を推進。

(12) 津波防災まちづくり推進調査

公 国費 46百万円

東海、東南海・南海地震の被害想定地域等において、従来の防災計画の見直しを検討している地方公共団体を支援するため、津波被害等に対する減災対策の検討手法を確立するために調査。

2. 海上保安庁における巡視船等の整備

国費 13,341百万円

災害対応能力、荒天下航行能力、夜間捜索監視能力、制圧能力等を備えた大型巡視船及び消防能力を備えた大型巡視艇の整備並びに通信施設の耐震対策等を実施。

3. 津波・地震等の観測・監視体制の整備

(1) 電子基準点による地殻変動監視体制の強化

国費 4,041百万円

将来の巨大地震発生時にも各種観測を継続的に運用し、確実に防災情報の提供を行うことが可能となるよう機器、設備の防災対応能力を向上。

(2) 高精度標高データの整備

国費 1,497百万円

地震防災対策強化地域及び地震防災対策推進地域等について、概ね海岸線から5kmまでの範囲を対象に高精度な標高データを整備。

(3) 東海、東南海・南海地震の監視体制の強化等

国費 3,689百万円

東海、東南海・南海地震への対応力を強化するため、緊急地震速報の精度の向上及び大深度・海底地震計解析処理装置の整備並びに地震発生後の降雨による二次災害の防止・軽減のための気象ドップラーレーダーを整備等。

4. 官庁施設の防災機能の強化

(1) 既存不適格建築物等の耐震化

国費 5,370百万円

建築基準法に基づく耐震性能を満たしておらず、大規模地震発生時に倒壊・崩壊の可能性がある施設の耐震改修及び現行基準を満たしていない法律で設置が義務づけられている非常用エレベーター設備を耐震化。

(2) 防災拠点施設の機能強化

国費 1,303百万円

地震防災対策が特に必要な一定の地域において、防災拠点としての所要の耐震性能を満たしていない防災合同庁舎等の地震防災機能を強化。

(3) 防災に資する官庁施設の省エネ・節電対策

国費 542百万円

災害時の電力負荷低減または補完に資する太陽光発電設備を整備。

(4) 情報通信網の多重化

国費 140百万円

被災地への高度な技術支援を行う国土技術政策総合研究所等を専用回線（マイクロ回線）のみならず光ファイバー回線にも接続し、情報通信網の多重化を図ることで大規模災害時の危機管理体制に必要な信頼性を確保。

5. 各種調査等

(1) 広域地方計画の総点検

国費 60百万円

国土審議会政策部会防災国土づくり委員会における「災害に強い国土づくりへの提言」を受けて、各広域地方計画について、インフラ整備の多重化やサプライチェーンの強化に向けた防災面の取組等を緊急に調査し、災害に強い地域づくりを推進。

(2) 災害に強い国土づくりに資する技術の開発・導入の推進

国費 182百万円

災害に強い国土づくりに資するため、特に緊急性・重要性の高い液状化対策などの技術研究開発テーマについて、民間・大学等の研究機関の強みを活かした優れた技術研究開発に対し支援。

(3) 通信の途絶を生じさせない効果的な防災通信回線の構築

国費 12百万円

災害時において国土交通省と地方公共団体等との通信を確保するために効果的な防災通信回線の構築手法を検討。

(4) 災害に強い国土構造への再構築に関する検討

国費 76百万円

国土審議会政策部会防災国土づくり委員会における「災害に強い国土づくりへの提言」を受けて、災害に強い国土構造への再構築について検討。

(5) 災害時における都市交通施設の有効活用に関する調査

国費 48百万円

首都直下地震等が発生した場合、交通機能がマヒし、多くの帰宅困難者が発生することが予想されることから、交通結節施設等の都市施設における帰宅困難者の受け入れ方策や街路網整備のあり方等について検討。

(6) 土地境界の明確化の推進

国費 34百万円

津波等に強い安全・安心なまちづくりを実現するため、地震・津波想定地域等において、地籍調査の前段となる官民境界を調査。

(7) 災害に強い物流システムの構築

国費 438百万円

今後発生が予想されている首都直下、東海、東南海・南海地震の大規模被害が想定される地域において、民間のノウハウや施設を活用して災害ロジスティクスを構築するために、官民共同の協議会の設置や広域物資拠点施設の整備等を支援。

(8) 土木研究所施設整備

国費 1,433百万円

大規模地震・液状化に対する社会基盤の防災・減災対策強化に関する研究に必要な実験装置を整備。

(9) 港湾空港技術研究所施設整備等

国費 914百万円

港湾空港技術研究所において、東日本大震災規模の地震・津波による複合型災害のメカニズムを解明し、今後発生が予想される大地震・大津波に備えた技術開発を進めるための大規模波動地盤総合水路を改良する他、国土技術政策総合研究所において、沿岸防災二次元水路の耐震化を実施。

(10) 離島防災施設等整備事業

国費 100百万円

大規模地震、津波等により孤立化する可能性のある離島において、災害時の救急、救助の連絡、情報収集等に要する既存地上系統通信システムを補完する衛星携帯電話及び非常用電源設備の整備に対し補助。

(11) 小笠原諸島振興開発事業

国費 532百万円

東南海・南海地震等の発生に伴う津波の影響による既設防波堤の被災を未然に防ぐため、既設防波堤の改良（補強）に対し補助。

(12) 基幹的防災拠点支援施設の津波対策等

国費 76百万円

東日本大震災規模の津波が発生した場合においても、基幹的広域防災拠点の機能を維持するための支援棟の止水対策等の他、地方運輸局の防災機能の強化のための機器の整備。

(13) 東日本大震災による建物被害調査

国費 10百万円

落下の危険性が高まりつつある建築物のタイル・モルタル等の外装材の剥落防止技術の確立や地震後の健全性の評価方法の確立に必要な東日本大震災における建物被害について実態調査。

IV 東日本大震災復興交付金（仮称）における国土交通省関係事業

○ 道路事業（高台移転に伴う道路整備等）

津波により壊滅的な被害を受けた地域における復興計画に位置付けられた高台移転に伴う道路整備等を実施。

○ 災害公営住宅整備事業

地方公共団体が整備する災害公営住宅について、2万戸分の建設や用地取得造成等に対し支援。

○ 東日本大震災特別家賃低減等事業

地方公共団体が供給する災害公営住宅について、低所得者の負担を軽減するために地方公共団体が行う家賃減免に対し支援。

○ 公営住宅等ストック総合改善事業

既存の公営住宅、改良住宅等を対象とした耐震改修・エレベーター改修に対し支援。

○ 住宅地区改良等事業

不良住宅の除却、従前居住者向け賃貸住宅の建設、公共施設の整備等に対し支援。

○ 住宅市街地総合整備等事業

被災市街地における住宅市街地の再生・整備、良好な市街地住宅の供給、任意の再開発等に対し支援。

○ 住宅・建築物安全ストック形成事業

災害時に重要な役割を担う緊急輸送道路沿道住宅建築物、避難路沿道住宅建築物及び避難所の耐震化を重点的に実施。併せて、がけ地近接等危険住宅移転事業を実施。

○ 造成宅地滑動崩落緊急対策事業

東日本大震災により被災した造成宅地について、再度災害防止を図る観点から、滑動崩落防止の緊急対策工事に対し支援。 【別紙⑤参照】

○ 津波復興拠点整備事業

都市生活・経済活動に不可欠な都市の諸機能を先行的に回復・集積することで復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）を用地買収方式で緊急に整備する事業に対し支援。 【別紙⑥参照】

○ 市街地再開発事業

対象要件の緩和、非常災害補助率の適用等により被災地で実施される市街地再開発事業に対し支援。被災市街地における商業施設や公的住宅等の一体的整備を推進。

○ 都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）

東日本大震災により広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に向け、防災上必要な土地の嵩上げ等を支援対象に追加し、土地区画整理事業に対し支援。 【別紙⑦参照】

○ 市街地液状化対策事業

地盤の液状化により著しい被害を受けた既成市街地について、①液状化対策に必要な調査・事業計画作成、②一定の規模要件等を満たす公共施設と宅地との一体的な液状化対策事業等に対し支援。 【別紙⑧参照】

○ 都市防災総合推進事業（津波シミュレーション等の計画策定等）

津波シミュレーション等により科学的知見に裏付けられた計画策定、住民の合意形成等のコーディネートや、計画に位置付けられた市街地の防災性の向上のための地区公共施設等整備などに対し支援。

○ 下水道事業（下水道施設の耐震化等）

東日本大震災の被災地方公共団体における下水管の耐震化、水処理施設の耐震補強等に対し支援。

○ 都市公園事業

津波被害を軽減する機能を有する都市公園（津波防災緑地）の整備について、市町村における都市公園等の整備水準にかかわらず交付対象として支援。

○ 防災集団移転促進事業

東日本大震災により被災した地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転に対し支援。 【別紙⑨参照】

○東日本大震災復旧・復興関連以外の経費

V 災害復旧関係

災害復旧事業等

(1) 公共土木施設等

☐ 国費 197,027百万円

台風12号等により被災した河川、道路、港湾等を原形復旧等。

(2) 既設公営住宅等復旧事業

☐ 国費 179百万円

台風12号等により滅失・損傷した公営住宅等を再建・補修。

(3) 空港

☐ 国費 128百万円

台風15号等により被災した空港を復旧。

(4) 航路標識

☐ 国費 71百万円

台風12号等により被災した航路標識を復旧。

(5) 海上保安庁

国費 62百万円

新潟・福島豪雨等により被災した通信施設等を復旧。

(参 考)

- | | | | |
|-----|--------------------------------|-------|---|
| 別添① | 第3セクター旅客鉄道の復旧支援 | | 1 |
| 別添② | フラット35Sの金利引き下げ幅の拡大 | | 2 |
| 別添③ | 住宅エコポイントの再開 | | 3 |
| 別添④ | 東北地方の高速道路の無料開放 | | 4 |
| 別添⑤ | 盛土造成地が滑動・崩落した地区に対応するための事業制度の創設 | | 5 |
| 別添⑥ | 津波復興拠点整備事業の創設 | | 6 |
| 別添⑦ | 土地区画整理事業支援の拡充 | | 7 |
| 別添⑧ | 液状化対策推進事業の創設 | | 8 |
| 別添⑨ | 防災集団移転促進事業の制度改正 | | 9 |

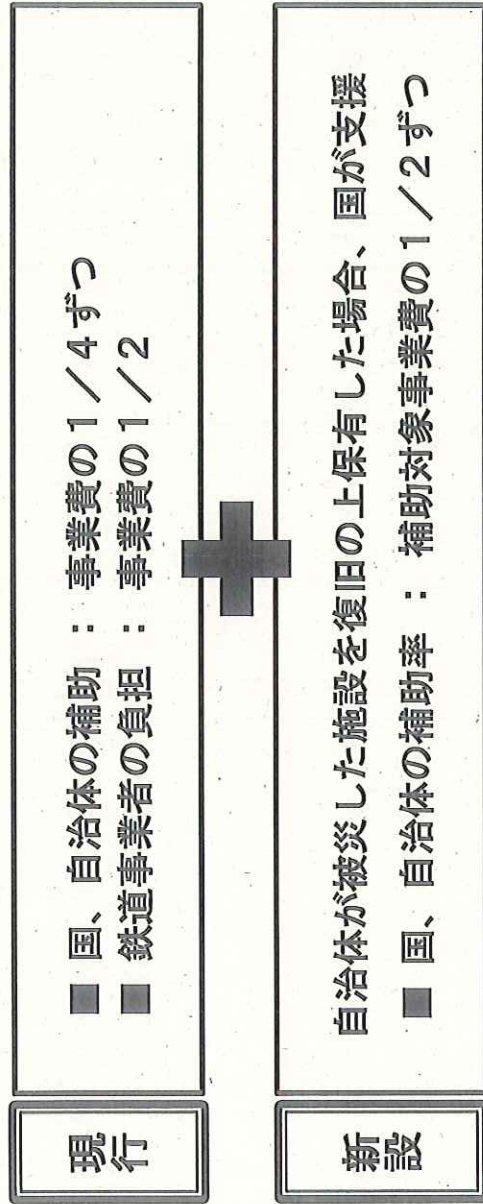
第3セクター旅客鉄道の復旧支援について

1. 新しい支援の考え方

- 復旧費が鉄道の年間収入を上回るような大規模な災害で、経営の大変厳しい鉄道の復旧に対し、現行の支援制度とともに、追加的な支援を行う。
- 復旧に際し、自治体が積極的に関与する支援制度とし、地域の足を維持する姿勢を明確にする。
- 鉄道事業者の負担を極力なくすとともに、自治体の負担軽減も図る。

2. 主な支援内容

- 国の補助率の実質的な引き上げ



<参考>

- 新たな支援の対象となる鉄道は、復旧費が収入を上回るような大きな規模で、かつ、経営が赤字基調の鉄道
- 上記地方負担については、震災復興特別交付税により手当て

※事業全体の補助率は、自治体の施設保有割合、復旧費、収入等各路線の状況により異なる。



【三陸鉄道北リアス線
島越駅付近の被災状況】



【三陸鉄道南リアス線
吉浜駅～唐丹駅間の被災状況】

(独)住宅金融支援機構 フラット35Sの金利引下げ幅の拡大

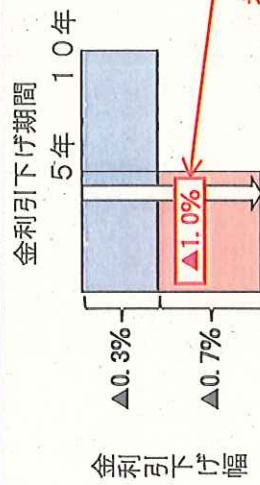
東日本大震災からの復興及び省エネルギー性が優れた住宅の取得促進による省CO₂対策の推進を図るため、優良な住宅に係るフラット35Sの金利を引下げるフラット35Sについて、省エネルギー性が優れた住宅を取得する場合は金利引下げ幅を拡大する。

要求の内容 — 【補正予算成立日以降から1年程度の措置】

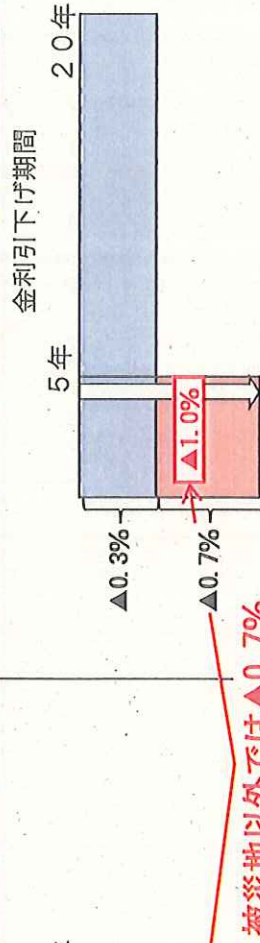
- 東日本大震災の被災地について、フラット35Sで省エネルギー性が優れた住宅を取得する場合は、当初5年間の金利引下げ幅を0.3%から1.0%に拡大する。
- 被災地以外の地域について、フラット35Sで省エネルギー性が優れた住宅を取得する場合は、当初5年間の金利引下げ幅を0.3%から0.7%に拡大する。

東日本大震災の被災地での措置

省エネルギー性が優れた住宅



長期優良住宅等*



被災地以外では▲0.7%

※ 長期優良住宅等とは、以下のいずれかを満たす住宅

- ・フラット35S (20年金利引下げタイプ) の省エネルギー性
- ・フラット35S (20年金利引下げタイプ) の耐久性・可変性
- ・フラット35S (20年金利引下げタイプ) の耐震性
- ・フラット35S (20年金利引下げタイプ) のバリアフリー性

(参考)フラット35Sの省エネルギー性以外の要件を満たす住宅に係る措置(H23.10～H24.3末)

省エネルギー性以外	
金利引下げ期間	金利引下げ幅
10年	▲0.3%
20年	▲0.3%

(注)H24年度は、▲0.3%の金利引下げ期間を当初10年から当初5年に変更する。
(長期優良住宅等については、当初20年から当初10年)

住宅エコポイントの再開

住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を図るため、本年7月末に終了した住宅エコポイント(*)を再開する。

(*)住宅エコポイント：環境性能の高いエコ住宅の新築やエコリフォームに対しポイント(多様な商品・サービスに交換可能なポイント)を発行する制度。

事業の内容

■ ポイントの発行対象

エコ住宅の新築

<工事内容>

- ①省エネ法のトップランナー基準(住宅事業建築主の判断の基準)相当の住宅
 - ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅
- (なお、太陽熱利用システムを設置する場合は、ポイントを加算)

エコリフォーム

<工事内容>

窓の改修工事、外壁、天井・屋根又は床の改修工事

<断熱改修の例>



視層ガラスへの交換

天井の断熱改修

エコリフォームに併せて、以下の工事等を行う場合は、ポイントを加算

- バリアフリー工事
- 省エネ住宅設備の設置
- 耐震改修工事
- リフォーム瑕疵保険への加入

+

※対象期間は1年間。開始時期については調整中。

■ ポイント数

エコ住宅の新築

被災地の経済活性化を進めるため、被災地のポイント
をその他地域の倍に。

被災地 : 1戸当たり30万P
その他地域 : " 15万P

※太陽熱利用システムを設置する場合、2万Pを加算

エコリフォーム

省エネ改修 工事内容に応じて2千~10万P	バリアフリー改修(5万P限度) 工事内容に応じて5千~2万5千P	省エネ住宅設備設置(太陽熱利用システム・節水型トイレ・高断熱浴槽) 一律2万P	リフォーム瑕疵保険加入 一律1万P	1戸あたり 30万Pが 限度
耐震改修 15万P	別途加算			

■ 商品交換

ポイント利用の1/2を「被災地産品」や「被災地への義援金・募金」など被災地の支援・活性化に資するものに限定。

東北地方の高速道路の無料開放

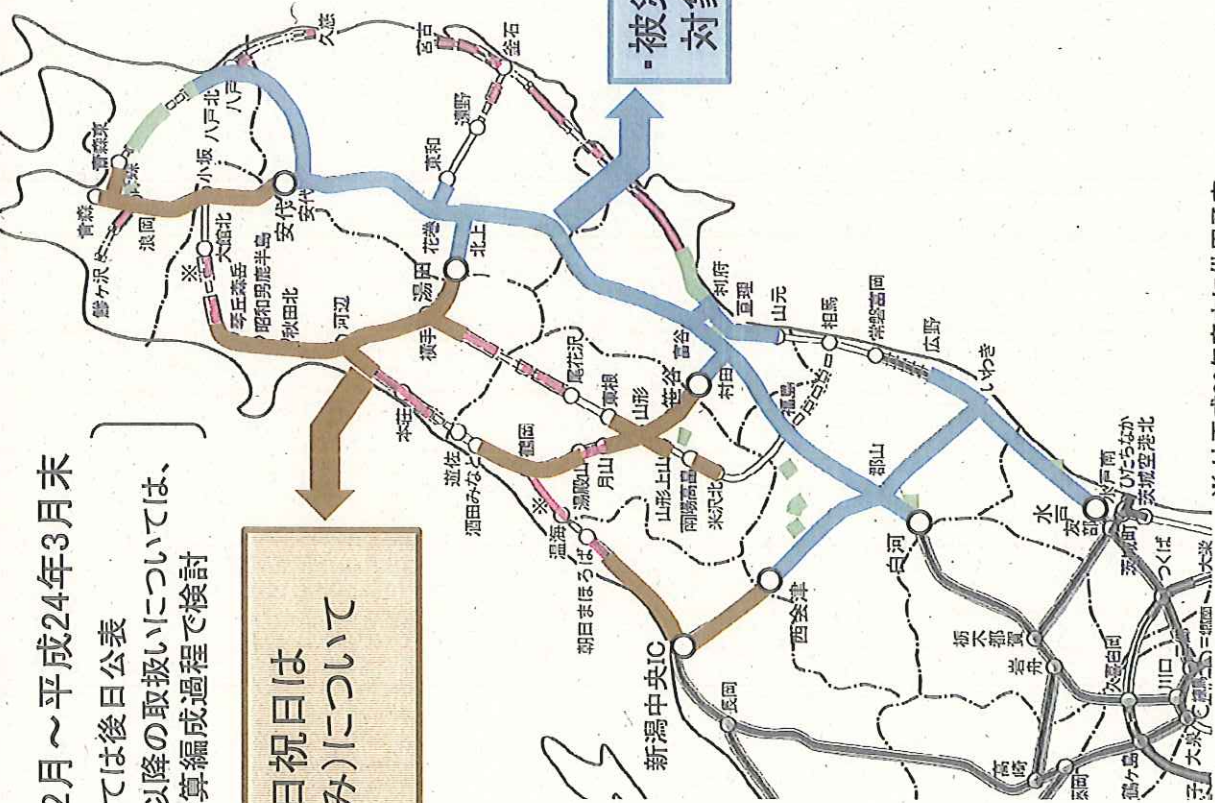
● 被災地の復旧・復興を支援するため、高速道路の無料開放※を実施

実施期間

平成23年12月～平成24年3月末

- ・開始日については後日公表
- ・平成24年4月以降の取扱いについては、平成24年度予算編成過程で検討

・観光復興のため、土日祝日は普通車以下(ETCのみ)について無料開放



※ 対象路線走行分について無料

・被災地支援のため、全日、全車種を対象に無料開放

- : 全日無料開放路線 (NEXCO)
- : 土日祝日無料開放路線 (NEXCO)
- : 地方道路公社注)
- : 無料で供用中区間

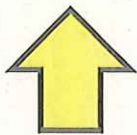
注) 取扱いについては今後地方公共団体と調整

※ は平成23年度中に供用予定

盛土造成地が滑動・崩落した地区に対応するための事業制度の創設

背景

東日本大震災では、多数の宅地に甚大な被害が生じており、特に盛土造成地に甚大な被害が集中し、地盤が滑動又は崩落することにより周辺公共施設(道路・下水道等)を含む盛土全体が被災する事例が顕著。



甚大な宅地被害～比較的小規模なものも多数

- 災害予防の観点から制度設計されている既存の「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業」を参考にしつつ、すでに被害を受けている宅地の実情に即応できる新制度を創設
- 再度災害防止を図る観点から滑動崩落防止の緊急対策工事を実施

既存の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業

①交付率

1/4

②事業の対象となる盛土造成地の要件

盛土面積が3,000m²以上であり、かつ盛土上に存在する家屋が10戸以上

③崩落で被害のおそれのある公共施設等の対象

道路(高速自動車国道、一般国道、都道府県道)、河川、鉄道、避難地又は避難路

造成宅地滑動崩落緊急対策事業(創設)

①交付率

1/2 (特別な場合は2/3※)

※ 放置すれば災害への対応に広域にわたり重大な支障をきたすおそれがあるような施設等の保護。

②事業の対象となる盛土造成地の要件

盛土をする前の地盤面が20度以上かつ盛土高さが5m以上であり、かつ家屋が5戸以上のものも対象

③崩落で被害のおそれのある公共施設等の対象

一定の要件を満たす市町村道、家屋10戸以上も対象

津波復興拠点整備事業の創設

背景

- ・今回の大震災では、公益的施設(学校・医療施設・官公庁施設等)、業務施設、住宅等、都市機能全般に甚大な被害。地域全体にわたって復興させるには多くの期間が必要。
- ・高齢化や人口減少等の経済社会の構造変化を見据え、拠点を中心にコンパクトな市街地の形成を図る必要。

- 都市生活・経済活動に不可欠な都市の諸機能を先行的に回復・集積することで防災の拠点となる市街地を緊急に整備し、被災住民の安心感を醸成。
- 換地方式の土地区画整理事業とは別に、用地買収方式による事業制度を創設し、復興全体をスピードアップ。



事業内容

復興の拠点となる市街地(一団地の津波防災拠点市街地形成施設※)を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援を行う津波復興拠点整備事業を創設し、以下の支援を行う。(交付率1/2)

被災自治体に対する財政的支援

- ①津波復興拠点整備計画策定支援
 - ・計画作成費、コーディネート費
- ②公共施設等整備
 - ・地区公共施設整備、津波防災拠点施設整備等
- ③用地取得造成

※一団地の津波防災拠点市街地形成施設を都市計画法に基づき都市施設として位置づけ、収用の対象とする制度の創設(法律制度)

土地区画整理事業支援の拡充

目的

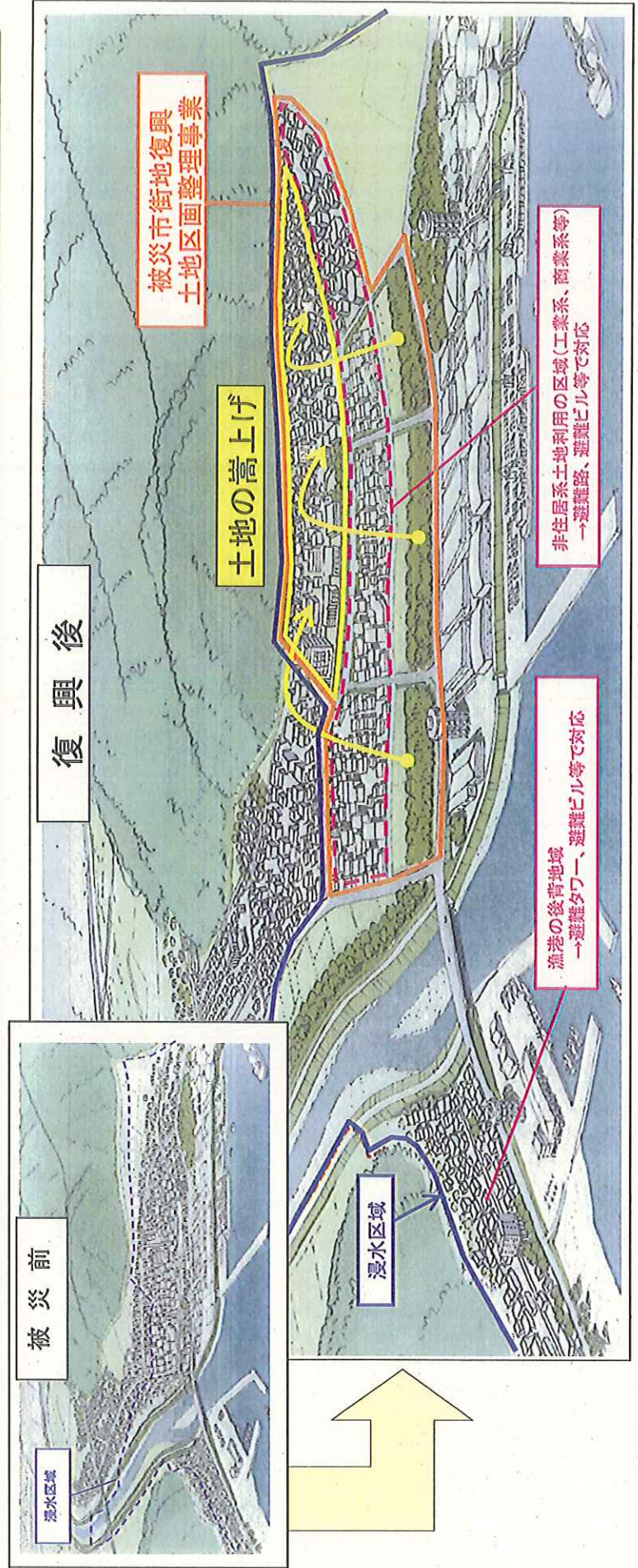
東日本大震災により、広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に際して、防災上必要な土地の嵩上げ等を支援することにより、早期復興の実現と津波に強いまちづくりを強力に推進。

改正内容

都市再生区画整理事業の拡充

被災市街地復興土地区画整理事業等の拡充(防災上必要な土地の嵩上げ等)

防災上の必要があり計画人口密度が一定以上などの要件を満たした土地の嵩上げ費用(津波防災整地費)を国費算定対象経費に追加(交付率1/2)

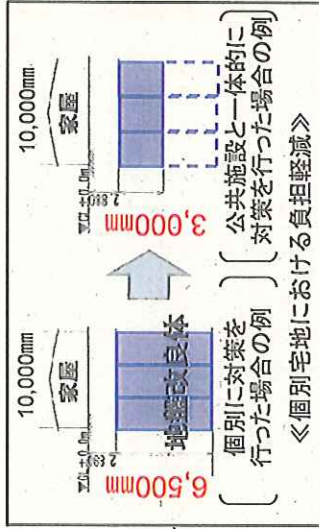
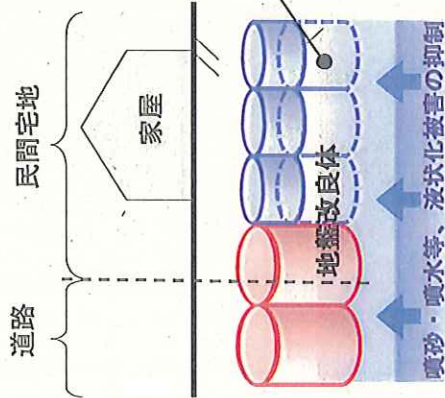


液状化対策推進事業の創設

背景

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を被った地域において、被災者個人に対する被災者生活再建支援制度や住宅金融支援機構による融資（災害復興宅地融資等）に加え、再度災害の発生を抑制するため、新たな支援策が求められているところ。

- 東日本大震災による地盤の液状化による宅地被害は、26,914件（H23.9.27現在）
- 再度災害の抑制のためには、復旧のみならず地盤改良が必要
- その際、周辺宅地との一体的な対策が効率的かつ効果的



基本的考え方

- **公共施設の液状化対策費は公費で負担し、民間家屋の液状化対策費は所有者が負担。**ただし、民間宅地内において実施する公共施設の液状化対策費については公費で負担。

＜宅地部分の負担軽減＞

- 道路部分を街区単位で格子状に地盤改良を施すことで、宅地への地震動の影響を緩和し、宅地内で必要な液状化対策工事を簡素化
- 公共一括発注によりリースケールメリットが発生し負担を軽減

事業内容

多様なニーズに対応するための制度拡充

道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する事業を創設（交付率1/2）

○ 都市防災推進事業、都市再生区画整理事業の拡充

- イ) 液状化対策に必要な調査、事業計画案作成、コーディネートに対する支援
- ロ) 敷地境界、基準点等の混乱が著しい地域では、地籍整備と液状化対策を合わせて行う土地区画整理事業を支援
- ハ) 土地区画整理事業を活用しない場合にも、一定規模以上（3,000㎡以上かつ家屋10戸以上）で、官民一体の取組に対して支援

防災集団移転促進事業の制度改正

背景

- 本事業は災害が発生した地域等において、住民の居住に適当でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援するもの。
- 東日本大震災の津波により、被災地域が広域に及び、都市によっては都市機能が喪失するような甚大な被害が生じているところ。
- 被災市町村では、被災地域から安全な地域への集団移転を含む復興計画が策定されつつある。



都市機能が喪失するような甚大な被害



各市町村の復興計画の円滑な実現を図るとともに地域の実情に合わせた事業実施を図る観点から制度改正

改正内容

被災自治体に対する財政的支援の充実

- ①補助限度額の引き上げ(※)、戸当たり限度額(現行：一般の市町村で1,655万円)の不適用(交付率3/4)

多様な用途の立地を可能とする移転への対応

- ②住宅団地の用地取得・造成費について、移転者等に分譲する場合も分譲価格(市場価格)を超える部分を補助対象化
- ③住宅団地に関連する公益的施設(病院等)の用地取得・造成費の補助対象化(有償譲渡等の場合は②と同じ取扱い)

円滑な事業実施への支援

- ④住宅団地の規模要件の緩和(10戸以上→5戸以上)
- ⑤市町村による移転元の区域内の土地取得要件の緩和(農地・宅地すべての買取り→住宅用途以外の買取りは義務としない)

※住宅団地の用地取得造成費：地域の実情に応じた造成費見合いの加算。更に、これを超えた場合でも、個別認定で補助可能に。
移転者の住宅の建設費等については自己負担。借入金の利子相当額補助については406万円→708万円に引き上げ 等